

# デリバリー・テイクアウト キャッシュレス決済 通信販売

このような新しい取り組みを応援する補助金があります。

奄美市

## 新規サービス展開促進事業

補助額

■各事業 上限 **20** 万円

■複数事業申請の場合

上限最大 **30** 万円

※申請事業ごとに、上限に **5** 万円を加算

対象者

奄美市に店舗を有する **飲食店・小売店** で、  
対象期間に **新規サービス** を **開始した** 又は  
**開始予定** の者

対象期間

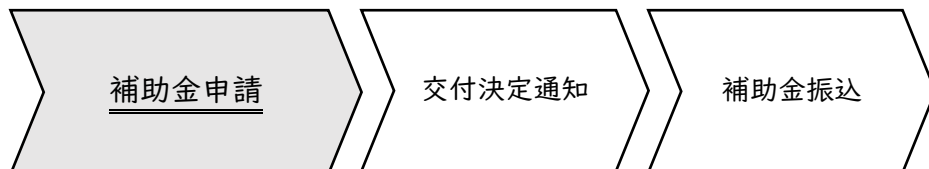
■デリバリー・テイクアウト

令和 **2** 年 **8** 月 **1** 日～令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

■キャッシュレス決済導入・通信販売

令和 **2** 年 **11** 月 **1** 日～令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

○申請～補助金受け取りの流れ



# 奄美市新規サービス展開促進事業 概要

## 申請要件

- 奄美市に店舗を有していること
- 補助対象事業の対象期間に、事業を開始した又は開始予定であること
- 申請日において、事業を終了していないこと

## 補助対象事業

- デリバリー・テイクアウト事業（対象期間 R2.8.1～R3.6.30）
- キャッシュレス決済導入事業（対象期間 R2.11.1～R3.6.30）
- 通信販売事業（対象期間 R2.11.1～R3.6.30）

## 補助対象店舗

- 飲食店 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業している事業所及び利用客に調理した飲食料品を提供する宿泊施設
- 小売店 日本標準産業分類（平成25年10月改訂版）の中分類56（織物・衣服・身の回り小売業）から中分類60（その他小売業）に該当し、主として対面で接客している事業所  
【例】衣服小売店、酒小売店、自転車小売店、スポーツ用品小売店 など

## 補助額など

- 上限額は事業に要した経費で、各事業20万円を上限  補助率：10/10
- 複数事業の申請をする場合は、上限最大30万円（申請事業ごとに、上限に5万円を加算）
- 申請回数：1店舗につき1回限り（複数店舗がある事業所について、店舗ごとの申請可）
- 国や県、その他団体の同様の補助金を活用した場合、本事業の補助金からその額を控除する。

## 補助対象経費

- デリバリー・テイクアウト  
容器代、内装工賃費、配送用自動車等レンタル料 広告PR制作費 など
- キャッシュレス決済導入  
非接触型決済端末代、汎用端末費、設置費 など
- 通信販売  
通信環境整備費、通信機器購入費、梱包資材費 など

## 補助対象外経費

- 補助金交付後、売却処分されるおそれがあるもの【例】自動車、自動二輪車など
- 補助対象事業以外の用途に使用されるおそれがあるもの【例】燃料、食材など
- 人件費  店舗の賃料  中古品（レンタル除く）

## 申請書類

- 申請書及び実績報告書  領収書の写し
- 奄美市に店舗が所在することを証明するものの写し
- 補助対象経費の写真（容器代、梱包資材費は除く）  振込口座の写し
- 身分証明書

## 申請期間

令和3年3月11日～令和3年7月31日 ※当日消印有効